

# 令和3年第4回芸西村議会「定例会」議事日程

令和3年12月3日

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の一括上程（提案理由の説明）
- 議案第48号 令和3年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について
- 議案第49号 村議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例
- 議案第50号 芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 議案第51号 芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第52号 芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第53号 令和3年度芸西村一般会計補正予算（第3号）
- 議案第54号 令和3年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第55号 令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第56号 財産の処分について
- 日程第4 議案第48号 令和3年度芸西村一般会計補正予算（専決第1号）の承認について
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第6 報告第5号 専決処分の報告について（損害賠償）
- 日程第7 報告第6号 芸西村議会議員報酬検討特別委員会の報告について

招集年月日 令和3年12月3日(金)

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前9時00分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	西笛 千代子	○	2	岡村 俊彰	○	3	岡村 興樹	○
4	伊藤 宏	○	5	仙頭 一貴	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	松坂 充容	○	9	宮崎 義明	○
10	池田 廣	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	恒石 浩良
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	吉永 卓史	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	池田 加奈	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	池田 豪
健康福祉課長補佐	常光 紘正	産業振興課長補佐	長崎 寛司	土木環境課長補佐	山崎 純裕
企画振興課長補佐	岡村 公順	教育委員会課長補佐	岡村 まきみ		

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	藤川 薫
--------	------

## 【議事の経過】

令和3年12月3日（金）

[9:00 開会]

### 《開会》

#### ○ 池田 廣 議長

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達しておりますので、令和3年第4回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

### 《諸般の報告》

#### ○ 池田 廣 議長

日程に入る前に、諸般の報告をいたします。監査委員から8月、9月、10月の例月出納検査の結果報告が提出をされております。以上をもって、諸般の報告を終わります。

### 《日程第1》

#### ○ 池田 廣 議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によりまして、本定例会を通じまして、2番岡村俊彰君、3番岡村興樹君を指名します。

### 《日程第2》

#### ○ 池田 廣 議長

日程第2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

#### ○ 小松 康人 議員

おはようございます。

[「おはようございます」の声]

議会運営委員会報告をいたします。去る、11月26日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付しております会期及び審議予定表のとおり、本日12月3日から9日までの7日間とするものです。

本日は、まず、村長提出の議案第48号から第56号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第48号の審議・採決を行っていただきます。次に、村長提出の諮問1号の答申を行っていただきます。最後に、報告第5号・第6号の報告を受けていただきます。4日から7日までは議案精査のため休会といたします。8日は一般質問を行っていただきます。9日は議案第49号から第56号までの審議・採決並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。

以上が、本定例会の会期日程でございます。本議会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。どうぞよろしく願いいたします。

#### ○ 池田 廣 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から12月9日までの7日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声]

異議なしと認めます。従って、会期は本日から12月9日までの7日間に決定をいたしました。

## 《行政報告並びに提案理由の概略説明》

### ○ 池田 廣 議長

村長より、行政報告並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

### ○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日は、12月議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さまには、何かとご多用の中、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。まず、提案に先立ち現在の事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

新型コロナ感染症関連では、新たな変異株「オミクロン株」が世界で急拡大しており、国内でも感染が確認されております。重症化率などについて、まだ情報が少ない状況ですが、改めて警戒感が高まっております。

第5波に見舞われた全国の感染者数は、9月以降想像を超える速度で急激に減少し、県内でも小康状態が続いております。しかしながら、この状況がワクチン接種の普及によるものなのか、あるいはウイルスの変異自体に何らかの不具合が生じたものなのか、また人流抑制策の効果によるものなのか、科学的な分析結果が示されていないのが現状です。一方で、ワクチン接種が進んだ諸外国においては、ワクチン2回接種済みの人であっても高い確率で爆発的な再感染が起きており、ロックダウンも行われるという、不可解な状況となっております。そうした国では、ワクチン接種が日本より早く行われたこともあり、時間の経過による抗体量の低下から再感染が起きているのではないかとの情報もあり、そうであれば、遠からず日本でも再感染の急増が懸念をされるところであります。

政府においては、国内で感染状況が落ちついていることを踏まえ、民間支出を含めた78兆円の経済対策を行うことが決定されるなど「社会経済活動の回復」にウエイトが移されつつありますが、新たな変異株の出現により、先行きは不透明な状況です。本村においては、今後示される経済対策の事業規模に応じて、効果的な支援策として速やかに実行できるよう準備を進めながらも、新たな感染の波に備え、引き続き緊張感を持った対応に努めてまいります。

また、ワクチンの3回目接種については、地域でのクラスター発生など、非常に特殊な場合以外は、2回目のワクチン接種後8カ月以上の期間をおいて行う旨、厚生労働省から説明がっておりますので、本村では来年1月から医療従事者に、3月から高齢者の順に接種の開始を予定しております。8カ月の期間について、短縮を検討する動きもありますが、今後の国の方針を注視しつつ、遅滞なく接種を行える準備を進めてまいります。

まず人事ですが、中途退職者補充のため、8月に採用試験を実施し、10月から企画振興課に1名を配属しました。また令和4年4月採用予定の職員採用試験は、11月に一次試験を実施し、今後面接試験を予定しております。

選挙では、10月31日に投開票が行われました衆議院議員総選挙の投票率は、県平均では57.34%で、本村では54.09%となり、前回平成29年の49.71%から4.38ポイント上昇しました。しかしながら、県全体でも増加傾向にあり、県下の同規模自治体と比べると、決して高くはないという状況です。期日前投票は毎回増えており、今回投票した方の半数（約48%）がこの制度を利用しております。今後も他の自治体の対策も参考にしながら、引き続き投票率の向上につなげていきたいと考えております。

また、公職選挙法の一部を改正する法律に基づき、令和2年12月から拡大されている、町村議会議員選挙及び町村長選挙の選挙運動における、自動車借り上げ、ビラ作成、ポスター作成に係る費用を公費負担するよう条例を提案しております。

ふるさと納税は10月末日現在の寄附額が6億6915万円と、前年比105.7%で推移しております。11月17日には、ふるさと納税提供事業者説明会を開催し、現状や今後の業者間連携等について説明を行いました。

次に、地域振興です。集落活動センターは、高知県中山間地域振興アドバイザー制度を活用し、加工部のお菓子作りの技術向上と新製品の開発を行いました。5月に仕込みをした味噌については、9月末からかっぱ市にて販売を開始し好評を得ております。かっぱ市の売り上げは、前年比110.6%と順調に増加しております。

自然体験満足度向上事業（BBQ）は、10月26日にウェブサイトにて受け付けを開始し、これまで3組10名

の利用がありました。大変好評であります。改善点等もございますので、いただいたご意見をもとにブラッシュアップを重ねるとともに、チラシやSNSを利用した事業の周知に努めてまいります。

観光振興では、「竹灯りの宵」は、12月1日から来年1月10日まで、ロイヤルホテル土佐にて展示を行います。先日150本の竹を切り出し、集落活動センターげいせいやボランティアの協力により竹灯りを制作しました。ポスター、チラシの配布やSNS等を活用した広報活動を行うとともに、本年度はインスタグラムによるフォトコンテストを開催し、情報の拡散を図ります。

芸西村飲食店応援事業は、高知県のコロナウイルス感染症対応ステージが下がったタイミングで10月1日から開始しました。10月末現在で1万6704人の利用があり、昨年度と同水準で推移しています。

2年ぶり、40回目の記念大会であります「カシオワールドオープンゴルフトーナメント」が開催され、堀川未来夢選手が初日から一度も首位を明け渡すことなく完全制覇で優勝を果たしました。高知県出身の片岡大育選手らも熱戦を繰り広げ、多くの観戦客を盛り上げてくれました。

交通安全では、国道渋滞の迂回路として、村道等に流入する車両が増加しております。安全対策のため、旧国道、長谷線、桜ヶ池線、吉野線に注意喚起の看板と路面表示を設置しました。

その他としまして、本村の未来を語る「げいせい未来会議2021」は、10月27日に役場若手職員向けに第1回を開催しました。本村の現状や課題を理解してもらい、柔軟な発想を引き出して今後の村づくりのための取り組みに生かすことを目的としています。本年度は、中学校や各種団体への出張会議を計画しており、毎年開催していく予定です。

次に、住民福祉・保健衛生です。新型コロナワクチン接種は、9月以降も村内医療機関で行っており、2回目の接種が完了した方の接種率は11月末時点で86.1%となっております。

6月から9月に行いました脱水・熱中症予防事業では、独居の後期高齢者や障害者等を中心に、108世帯に戸別訪問を行いました。

10月27日には、ほっとハウスで作業療法士、理学療法士を招いて、介護予防に効果的な運動や体操の指導、個別の評価や助言を受ける地域リハビリテーション事業を行い、13名の参加がありました。11月には各ふれあいセンター等でフレイル（心身の活力低下）予防を目的とした「栄養教室」を8カ所で行いました。11月10日には認知症講演会を開催し、30名の参加があり認知症の方への接し方について理解を深めました。

9月29・30日には村民会館で健診結果説明会を行い67名の参加がありました。健診結果から自身の体の状態を理解し、必要に応じて生活習慣の改善をアドバイスしております。なお、健診結果が一定数値以上の方には、生活習慣病の重症化予防としまして個別指導を行うとともに、医療機関へつなぐ取り組みも継続して行っております。

11月24日には小学校5年生に芸西村のお米や野菜を使用した郷土料理の学習を、小学校や食生活改善推進協議会と連携して行いました。

地籍調査は、現地の一筆地調査を9月6日から実施し、10月末に概ね完了しております。残る調査についても所有者との調整や再立会を行い、年内の完了を目指します。また、昨年度調査の測量図の閲覧を2月頃に行い、認証請求をしている令和元年度調査分についても、1月に高知地方法務局安芸支局へ成果品を提出する予定です。

移住促進は、11月6日に本年度最初の高知暮らしフェアに参加し、高知県東部地域でオンラインによる移住促進活動を行いました。12月11・12日には大阪・東京で開催される2回目の高知暮らしフェアに参加予定のため準備を進めております。

入居者の募集を行ってまいりました移住者支援住宅の津野1は、選考の結果、入居者が決定しております。

移住者を対象に整備しました分譲地は、価格設定や販売方針が決まりましたので、関連議案を提出しております。

農業振興では、園芸用ハウス整備事業の残りの1件について交付決定を行い着手しており、2月末に完成の予定です。また、来年の早期に事業着手を希望する農家分については、事業の一部を前倒して実施することが可能となり、今回の補正予算に計上しております。環境保全型農業推進事業は、花き農家組織が害虫防除資材の整備などに取り組み10月末に完成しております。流出防止装置付き燃料タンクの整備支援は、計画どおり3基の設置が9月末に完成しております。

担い手確保支援では、移住して就農を希望する方がおりましたので研修生として受入れを決定し、10月1日から農業担い手育成センターに入校し、研修を開始しております。

有害鳥獣対策では、11月14日までの猟期外に駆除した有害鳥獣頭数はシカ178頭、イノシシ168頭で、昨年より増加しております。

林業では、11月12日に枯損松の調査を行い、伐倒しなければならない松は28本ありますので、順次伐倒駆除する予定です。また2月には樹幹注入も予定しており準備を進めております。

水産では、コロナ対策支援として取り組みました水産業活力支援事業につきまして、7から9月の期間に売り上げの減少した漁業者への燃料経費の補助は、2件の漁業者に支援を行いました。また故障しておりました西分漁港の冷凍庫の改修工事が完成しました。

商工では、商業者を対象にコロナ対策費用の補助支援を行っておりますが、申請が低調なため商工会とも連携し、活用に向けて働きかけを行ってまいります。

次に住宅ですが、村が実施する老朽住宅等除却事業等は、国の事業である空き家対策総合支援事業の補助金を活用して、地震などの災害時に避難路を塞ぐ可能性のある老朽住宅等の除却を進めております。このうち、平成28年度、29年度に行いました除却事業において、国が定める補助要件を満たさない事案があると会計検査院の検査により指摘を受けました。また他の年度においても確認を行った結果、指摘と同様の事案等が見受けられました。このことにより、国への補助金返還が生じることとなったため、今回の補正予算へ計上しております。

北芝団地新築工事は、計画どおりの工程で進んでおり、2月末の完成を目指しております。

公営住宅維持管理は、設計業者に委託しておりました浅津団地の改修工事費用が算出されましたので、本年度中に改修を行うため、今回の補正予算に計上しております。

環境衛生では、県内唯一の管理型産業廃棄物最終処分場である日高村の「エコサイクルセンター」が、数年後には満杯となり受入れができない状態となるため、県において佐川町に新たな最終処分場の建設計画が進められております。この度、設計業務が完了し事業費の見通しも確定したということで、県から施設整備に関する費用負担の協力依頼がありました。建設費用のうち、国庫補助金や民間資金、基金等を充当しても不足する費用について、県や各市町村において分担して負担する必要があります。そのため、県内全自治体の12月議会において債務負担行為の承認をいただいた後に、公益財団法人と各市町村とが協定を締結するよう準備が進められており、今回の補正に関連予算を計上しております。

次に、土木関係では、サンシャイン旧店舗東の村道シルデレン線の拡幅工事、村道吉野線の法面工事、村道橋ノ本線の路側改修工事が完了しました。江渡川沿いの橋ノ本線の改修は、今回の工事をもちまして高規格道路建設区域の東側部分の工事が全て完了となりました。西側で一部残る部分への対応につきましては、高規格道路整備に関連する河川の付替え工事の完了後に行う予定となっております。

新規の工事では、桜ヶ池へ向かう村道桜ヶ内線の拡幅工事、宇佐八幡宮の水槽撤去工事、奥出ダム上流の小谷口橋架替工事等の発注を行いました。

県による瓜生谷地区の河川改修事業は、奥出川合流部から上流に向けた護岸の改修工事に着手しております。

高規格道路建設事業では、叶木から憩ヶ丘運動公園に向かう村道宮ノ東線の国道北側で、自動車道本線の横断ボックスの建設工事が進められております。

消防・防災ですが、消防関係では、10月12日に和食城本地区で発生しました農業用の納屋火災については、通報者の初期消火や消防団の迅速な消火活動により、被害を最小限に食い止めることができました。

11月9日に火災予防運動として、火災予防を呼びかけながら巡回を行い、各分団で消火栓、防火水槽の点検を実施しました。11月15日には抜き打ち訓練を行い、憩ヶ丘村民体育館付近の山林火災を想定し、消火訓練を行いました。

防災関係では、資機材再整備事業として馬ノ上土居地区が事業を実施中です。災害用備蓄品購入事業として、缶詰パンを購入しております。また、避難所用の発電機を新たに購入し、災害用一体型トイレやおむつ等についても契約済みです。

次に教育ですが、学校教育では、小学校が11月28日から30日まで香川県、徳島県への修学旅行を実施しました。中学校は安芸地区中学男子駅伝大会で準優勝し、高新駅伝に出場しました。また、小学校が「学校安全優良表彰」を、中学校が「教育研究実践表彰」をそれぞれ受賞しております。さらに高知県児童生徒徒表彰のスポーツ部門において、四国総体男子100メートルで優勝した中学1年生1名の受賞が決定しました。

9月29日には、食育推進事業の一環として青年農業士の指導をいただき、そら組、小学5年生、中学1

年生が稲刈りを行いました。収穫された約 200 キロのお米は、村内福祉施設に加えて学校給食等でも使用しました。

社会教育では、10 月 30 日から 11 月 6 日まで生涯学習振興大会を開催し、子どもから大人までが学べる教室を 8 講座開催しました。11 月に芸西村文化資料館・筒井美術館前に芸西村の史跡を紹介する看板を設置しました。QR コードを掲載し、読み込むと芸西村の 103 カ所ある史跡の紹介が確認できる看板となっており、文化財への理解を深めていただけたと考えております。

次に、特別会計です。まず、国民健康保険ですが、10 月 13・14 日に村民会館におきまして、がん検診、集団健診を健康づくり婦人会にご協力いただき行いました。特定健診の受診者は、2 日間で 95 名、前年比 23 名増となっております。8 月末時点の受診率の速報値は、18.8%で、前年同時期と比較すると 0.9%増となっております。

上下水道ですが、水道事業では、高規格道路建設工事の支障となる旧レストラン大元西側の本管仮移設工事と、西分一向地区への配水管布設替工事を発注しました。また、公営企業会計導入に向けた準備作業として、上下水道施設の水源地や配水池、浄化センター、中継ポンプ場等の固定資産評価業務の現地調査が行われました。

12 月補正ですが、補正の主なもの、歳入では新型コロナウイルスワクチン 3 回目接種や、8 月豪雨災害復旧に係る補助金等を計上し、事業費減による補助金を減額しております。

歳出では、10 月新規採用職員の給与および新型コロナウイルスワクチン 3 回目接種に係る費用を計上し、確定した事業費について減額しております。

今議会に提案いたしました議案は、専決処分の承認 1 件、条例 4 件、補正予算 3 件、諮問 1 件、報告 1 件、その他 1 件の合計 11 件です。

詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、村長の行政報告並びに提案理由の概略説明を終わります。

### 《日程第 3》

○ 池田 廣 議長

日程第 3、議案第 48 号から議案第 56 号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。議案第 48 号令和 3 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 1 号）の承認についてを説明します。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1 ページをお願いします。令和 3 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 130 万を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 67 億 4543 万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

6 ページをお願いします。歳入です。

（6 p）75 款 5 項 5 目、基金繰入金 130 万増。

続きまして、歳出です。

（7 p）50 款 5 項 10 目、農業用施設災害復旧費 130 万円増。

今回の専決予算は、本年 8 月豪雨災害で被害のあった津野地区にある赤野土地改良区の用水路の災害復旧工事の設計委託料です。

続きまして、議案第 49 号村議会議員及び長の選挙における選挙運動の公営に関する条例を説明します。今回の条例は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、村議会議員及び村長選挙における立候補にか

かる環境の改善のため選挙運動用自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成に係る費用を選挙公営の対象に拡大することと合わせ、村議会議員選挙においてもビラ頒布を解禁するもので、議決日以降に告知される村の選挙から適用されます。以上です。

○ 池田 廣 議長  
暫時、休憩します。

[休憩 9:28]  
[地震発生のため、執行部状況確認等]

○ 池田 廣 議長  
休憩前に引き続き、会議を開きます。  
山本健康福祉課長。

[再開 9:36]

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

おはようございます。議案第50号芸西村国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明します。今回の条例改正は、出産育児一時金に関する改正で、産科医療補償制度の掛け金の見直しに伴い、現在の出産育児一時金等の支給総額42万円を維持するために、出産育児一時金を40万4000円から40万8000円に引き上げるものです。

○ 池田 廣 議長  
佐藤教育次長。

○ 佐藤 大輔 教育次長

おはようございます。議案第51号芸西村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本条例は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正を踏まえ、連携施設等の確保の要件緩和及び家庭的保育事業者等が行う事業にかかる諸記録の作成等を電磁的記録により行うことができることとするほか、暴力団排除の条項を加えるものです。

続いて、議案第52号芸西村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について説明します。本条例は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正を踏まえ、連携施設等の確保の要件緩和、及び特定教育、保育施設等が行う事業にかかる諸記録の作成等を電磁的記録により行うことができることとするほか、暴力団排除の条項を加えるものです。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 池田 廣 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第53号令和3年度芸西村一般会計補正予算(第3号)を説明します。1ページをお願いします。

令和3年度芸西村一般会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5831万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ68億374万7千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第4表債務負担行為による。

地方債の補正。第3条、地方債の追加は、第5表地方債補正による。

7ページをお願いします。第4表債務負担行為。事項、管理型最終処分場整備負担金。期間は、令和4年度から令和6年度まで。限度額は、850万円です。

8ページをお願いします。第5表地方債補正。1、追加。起債の目的は農林水産施設災害復旧事業。限度額は240万円。起債の方法は、証書借入または証券発行。利率5.0%以内。ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。借入先、政府資金その他。



償還の方法は、1、政府資金・県資金及び機構資金についてはその資金の融通条件による。2、財政の都合により起債額の全部または一部を繰り上げて償還することができる。

9ページをお願いします。歳入です。

(9p) 55款5項5目、民生費国庫負担金515万4千円増。こちら3回目のワクチン接種に向けた費用と児童手当システム改修の国庫負担金です。

(9p) 10項5目、民生費国庫補助金2882万2千円増。子育て世帯の臨時特別給付事業への国庫補助です。

(9p) 10目、衛生費国庫補助金224万円増。ワクチン接種の体制確保への国庫補助です。

(9p) 60款10項20目、農林水産業費県補助金472万1千円減。農業関係の県補助金の確定分を減額し、園芸用ハウス整備事業等で増額しています。

(10p) 25目、消防費県補助金186万6千円減。事業費確定による減額です。

(10p) 35目、農林水産施設災害復旧費県補助金500万5千円増。津野地区の用水路の災害復旧工事の補助金です。

(10p) 75款5項5目、基金繰入金1644万4千円増。

(10p) 85款15項10目、雑入483万9千円増。事業費が確定したものを減額し、後期高齢者医療過年度精算金等を増額しています。

(11p) 90款5項35目、災害復旧債240万円増。津野地区の災害復旧工事分です。

12ページをお願いします。歳出です。

(12p) 10款5項20目、財産管理費16万円減。

(12p) 50目、電子計算費11万5千円増。

(12p) 25項15目、地籍調査費328万円減。事業費確定による減額です。

(12p) 35項5目、企画費113万5千円減。10月採用職員の給与等を増額し、本年開催できなかったイベント費用を減額しています。

(13p) 15款5項5目、社会福祉総務費62万3千円減。

(13p) 15目、老人福祉費403万7千円増。介護保険会計への繰出金を増額しております。

(13p) 20目、国民年金事務取扱費1万円増。

(13p) 10項5目、児童福祉総務費3170万1千円増。子育て世帯への臨時特別給付に関する費用等を増額しています。

(14p) 20款5項10目、予防費464円増。新型コロナウイルスワクチン接種に関する費用です。

(14p) 25款5項15目、農業振興費288万5千円減。事業費の確定したものを減額し、レンタルハウス建設・中古ハウス改修補助等を増額しています。

(15p) 25目、農地費81万2千円増。

(15p) 15項5目、水産振興費69万9千円減。

(16p) 35款20項5目、住宅維持管理費1010万5千円増。修繕料の増額と浅津団地の改修工事の費用です。

(16p) 20目、一般住宅管理費520万円増。老朽住宅等の除却事業に係る国庫返還金です。

(16p) 40款5項25目、災害対策費33万1千円減。

(16p) 45款15項5目、学校管理費111万円増。プール、更衣室等の修繕が主なものです。

(17p) 25項5目、社会教育総務費80万円減。

(17p) 30項5目、保健体育総務費は財源内訳の変更です。

(17p) 50款5項10目、農業用施設災害復旧費770万円増。津野地区の用水路の災害復旧工事です。

(17p) 55款5項5目、元金280万円増。

以上です。

○ 池田 廣 議長

山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

議案第54号を説明します。1ページをお願いします。

令和3年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2982万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9339万5千円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正による。

6ページをお願いします。2、歳入。

(6p) 5款5項5目、第1号被保険者保険料8万3千円の減。

(6p) 20款5項5目、介護給付費負担金595万円の増。

(6p) 10項5目、調整交付金226万8千円の増。

(6p) 20目、保険者機能強化推進交付金75万3千円の増。

(6p) 23目、介護保険保険者努力支援交付金81万9千円の増。

(7p) 25目、介護保険事業費補助金5万円の増。

(7p) 25款5項5目、介護給付費交付金901万6千円の増。

(7p) 30款5項5目、介護給付費負担金490万1千円の増。

(7p) 45款5項5目、介護給付費繰入金417万2千円の増。

(7p) 10項5目、介護給付費準備基金繰入金197万9千円の増。

次に、歳出です。

(9p) 5款15項10目、認定調査等費、こちらのほうは予算額0円で委託料から報酬への組み替えになります。

(9p) 10款5項5目、居宅介護サービス給付費1610万円の増。

(9p) 15目、地域密着型介護サービス給付費158万1千円の増。

(9p) 25目、施設介護サービス給付費1457万5千円の増。

(9p) 20項5目、高額介護サービス費114万3千円の増。

(10p) 25款の地域支援事業につきましては、補正額0円で財源内訳の変更になります。

次に、11ページ。

(11p) 30款5項5目、介護給付費準備基金積立金357万4千円の減。

今回の主な補正は、村が行う介護予防等の取り組みに対して交付される保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金の歳入の増額並びに利用者増加に伴う施設介護サービス費等の保険給付費の増額に関連する予算を計上しております。

○ 池田 廣 議長

松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第55号について説明をいたします。1ページをお願いします。

令和3年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1590万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6613万円とする。2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。第2条、地方債の変更は、第5表地方債補正による。

6ページをお願いします。第5表地方債の補正。1、変更。起債の目的、簡易水道事業。補正前の限度額5490万円、補正後の限度額6630万円。起債の方法、利率、借入先、償還の方法については、変更はありません。今回の変更は、主に和食ダム建設負担金の増額によるものとなっております。

次、7ページをお願いします。2、歳入。

(p7) 25款5項5目、雑入450万円の増。

(p7) 45款5項5目、簡易水道事業債1140万円の増。

続きまして、8ページ。歳出です。

(p8) 5款5項15目、維持管理費80万円の増。

(p8) 20目、新設改良費1470万円の増。

(p8) 15款5項5目、施設整備基金費40万円の増。

今回の補正は、歳入では、高規格道路整備に伴う水道本管仮移設の補償費の受け入れが主なものです。歳出では、国補正予算の配分による和食ダム建設事業費の増加によるダム負担金の増額が主なものとなっております。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○ 池田 廣 議長  
吉永産業振興課長。

○ 吉永 卓史 産業振興課長  
おはようございます。議案第 56 号財産の処分についてご説明いたします。次にとおり土地を処分することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものです。

1、財産の種類、土地。宅地になります。2、所在、高知県安芸郡芸西村和食字西北芝甲 5340 番 1 の外 5 筆。3、面積、1945.01 平方メートル。4、処分金額、3104 万 9000 円。5、処分の方法、公募による分譲です。6、処分の目的、移住・定住対策として処分します。

今回の財産処分につきましては、令和 2 年 2 月に移住定住対策として住宅建築用地の販売を目的に取得しました土地の整備が完了しましたので、6 区画に分けて販売するものです。なお、筆ごとの面積や金額、位置図につきましては、別紙に示すとおりです。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○ 池田 廣 議長  
以上で、一括上程議案の説明を終わります。

#### 《日程第 4》

○ 池田 廣 議長  
日程第 4、議案第 48 号令和 3 年度芸西村一般会計補正予算(専決第 1 号)の承認についてを議題にします。  
これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。  
これから議案第 48 号を採決します。  
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。  
全員挙手です。  
従って、議案第 48 号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### 《日程第 5》

○ 池田 廣 議長  
日程第 5、諮問第 1 号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題にします。  
提案者の提案理由の説明を求めます。溝渕村長。

○ 溝渕 孝 村長  
諮問第 1 号についてご説明を申し上げます。この諮問第 1 号は、人権擁護委員の候補者について、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会にご意見を求めるものでございます。  
候補者として推薦したい者の住所は、(議案書により住所を説明)。氏名は、山脇園。生年月日は、(議案書により生年月日を説明)。任期は、令和 4 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 3 年です。なお、推薦理由といたしましては、温厚篤実であり、介護福祉施設に長く勤務された経験をお持ちのことから、今後本職でのご活躍が大いに期待できる適任者であると判断されるものでございます。何とぞ、適切なご判断をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○ 池田 廣 議長

説明が終わりました。ここで暫時休憩します。

[事務局「答申書配布」]

○ 池田 廣 議長

休憩前に引き続き会議を開きます。お諮りします。

本件は、お手元に配布しました意見のとおり答申したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「なし」の声、確認〕

異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は、お手元に配布いたしました意見のとおり答申することに決定しました。

## 《日程第6》

○ 池田 廣 議長

日程第6、報告第5号専決処分の報告についてを議題にします。

村長より、お手元に配付いたしましたとおり、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、専決処分の報告が提出されております。この際、報告についての説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

報告第5号、専決処分の報告についてを説明します。地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会において指定されています事項について次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告いたします。

損害賠償額は、車両の修理代16万2800円であります。物損事故に伴う和解及び損害賠償の相手方は専決処分書に記載のとおりであります。この事故は、令和3年6月15日、午後5時45分ごろ消防団土のう積み訓練の際、和食川河口導流堤にて訓練に参加していた機能別消防団員である村職員が村公用車をバックで訓練場所へ移動させようとしたところ、後方確認を誤り停車中の車に接触したものであります。事故当時、相手方の車は無人であったため、けが人はありませんでした。相手方に瑕疵はなく、責任割合は、相手方0%、村側100%で、相手方及び保険会社との協議が整ったことから、速やかに示談を行うため専決処分をしたものであります。なお、損害賠償額の全額が保険適用となりますが、今後このような事故を起こすことがないよう、安全確認を徹底し、再発防止に努めてまいります。以上、専決処分の報告といたします。

○ 池田 廣 議長

以上で、報告を終わります。

## 《日程第7》

○ 池田 廣 議長

日程第7、報告第6号芸西村議会議員報酬検討特別委員会の報告についてを議題にします。

芸西村議会議員報酬検討特別委員会より、お手元に配布いたしましたとおり、芸西村議会議員報酬検討特別委員会報告書が提出されております。この際、特別委員長より報告を求めます。委員長小松康人君。

○ 小松 康人 議員

令和元年9月12日定例会において、設置されました芸西村議会議員報酬検討特別委員会の調査について、芸西村会議規則第77条の規定により報告いたします。

1、調査案件。調査の案件としまして、議員の報酬について調査いたしました。

2、調査の目的。調査の目的としまして、全国的に地方議員のなり手不足が問題となっている中、当村でも平成30年8月の村議会議員選挙が、昭和29年の合併以来初の無投票となりました。その理由の一つとして考えられる議員報酬のあり方について調査、研究していくことを目的としております。

3、委員会の活動状況。特別委員会の活動状況としましては、報告書内の4に記載してありますように、先進地の視察や議会基本条例についての検討を行ってまいりました。

4、調査の内容。県内でも議員報酬のあり方について議論がなされ、報酬見直しを行う市町村も見られます。見直しを行った市町村の取り組みの経緯や問題点、課題の解決方法等を学び、また視察で得られたことを参考として、当委員会でも協議を重ねてまいりました。その中で、単に報酬の見直しをすれば解決するといったものではなく、それに見合う活動や取り組みが重要であります。村議会活動の活性化が求められるということが、委員会の共通認識となりました。そこで、見直しは勿論のこと、活動方針を明確化するために条例化が必要であるため、芸西村議会基本条例を作成することで合意することになりました。

5、まとめとしまして、委員会で議員報酬の見直しの協議中に新型コロナウイルス感染症が発生し、政府による緊急事態宣言が発せられるなど、日常生活や経済活動が大きく制限されました。現在、新型コロナ感染症自体は、多少なりとも落ち着きを見せてはいますが、全国的に経済の低迷を受けている状況の中、当委員会として議員報酬の見直しについては検討する時期にないという結論に至りました。

以上をもって、芸西村議会議員報酬検討特別委員会を解散いたします。

○ 池田 廣 議長

以上で報告を終わります。

#### 《散会》

○ 池田 廣 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

[10:10 散会]